

<合理的配慮の具体的方法等について>

学生の障がいや病気等により希望する配慮事項は異なります。以下、配慮方法の具体例や詳細等を記載します。対応に困る場合がありますたら各部局等支援窓口(学務係)または障がい学生支援室へご相談ください。

1. 授業における合理的配慮について

(1) 専用机・イス・スペースの確保

車イス利用学生がいる場合は、授業で使用する教室に昇降机等があるかをご確認ください。何かありましたら教室のある施設担当者へお知らせください。

(2) 座席への配慮について

授業等にて座席指定を行っている場合は、配慮事項決定通知書に記載されている席に指定するようお願いいたします。

(3) 休養先の確保について

病状等により休養が必要な場合は、休養先の場所や使用方法について所属学部や障がい学生支援室より別途学生へ連絡しております。

(4) 提出期限の延長等

提出期限の延長は、障がい等のある学生の社会的障壁除去のための合理的配慮として提供するものであり、延長による減点は行わないようお願いします。

授業内に課された課題等が対象となります。Webclass を提出先として活用されている場合は、延長された課題の提出方法について当該学生へご教示ください。(Webclassに再提出するのか、教員宛メールに提出するのか等)

また、Webclass 等において資料閲覧に期限を設定している場合、資料閲覧期限の延長も併せてお願いします。

参考までに、以下にて提出期限を延長した場合における成績評価の例を記載します。学期を超えない範囲での期限延長について、科目担当教員より当該学生と相談するようお願いします。

<参考:提出期限延長した場合における対応例>

- ① 成績締切日(前期であれば 8 月末、後期であれば 2 月末)の1週間前を目途に、課題の提出締切日を設定する。
※今期で卒業対象者の成績締切日は、他学生と同様とするが、履修中の課題等提出物への延長配慮を依頼する。
- ② その日まで提出がない場合は成績を「保留」で提出する。
※成績は学期末を超えて保留とすることはできません。
※今期で卒業対象者は、対象外とする。

- ③ 成績締切日の翌月(前期であれば 9 月、後期であれば 3 月)中旬を目途に締切日を再設定し、その日までに提出がなければ、それまでの学習状況及び課題提出状況等に基づいて評価を行う。

※今期で卒業対象者は、対象外とする。

(5) 発表に関する配慮について

学生により配慮希望内容が異なりますので、発表・グループワークがある授業については、予め学生本人と発表方法についてご相談ください。

(例)

- ・人が多い場所で発表をすると、パニック発作が起きる場合があります。発表の際は、急かすような声掛けをしないようご配慮ください。
- ・発話によるコミュニケーションが難しいため、発表やグループワークでは筆談または後日レポート等による提出等の配慮をお願いします。
- ・病状悪化時により発表の順番の変更等をお願いする場合があります。
- ・人前での発表が難しいため、パソコンの読み上げ機能を利用した発表をお願いする場合があります。
- ・発表直前又は当日に指名されると緊張し、体調不良となる場合がありますので、発表等を求める際は、事前に学生にお知らせください。

(6) 支援機器利用

- ・車椅子、杖、Face Talker、ノイズキャンセリングイヤホン等を持参しますので、授業中の使用についてご配慮願います。

支援機器の例

- ・ノイズキャンセリングイヤホン

聴覚過敏の症状があり、講義中に他の音が気になってしまうため、体調によりノイズキャンセリング機能のあるイヤホンを使用することがあります。

- ・補聴援助システム「ロジャー」

話者が「ロジャー」を手元に置き発話することで、聴者の補聴器に音声が届くシステムです。大きな教室や周囲の雑音により聞き取りが困難な場合でも、クリアに聞き取ることを可能にする機器です。授業の際、学生から機器の使用を依頼された場合は、説明文をご確認いただき対応をお願いいたします。

(7) サポーター制度利用について

授業における補助(ノートテイク、パソコンテイク等)のため、サポーターが同席する場合があります。

授業の振り返り支援の場合は、サポーターの適任者について障がい学生支援室より推薦を依頼する場合がありますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

※学生サポーターとは

障がいのある学生への支援を行い、学習の向上及び学生生活環境への適応等を図るため、障がい学生支援室等の指導のもと、次の業務を行います。

《支援内容の一部抜粋》

- ・講義、研究、実験、実習などの補習・相談
- ・課題等(予習・復習)の援助
- ・教室・課外実習等の移動介助等

(8) 録音・板書撮影許可等

障がいや病状等により、聞き取りと板書を同時に行うことが困難である、板書に時間がかかる場合があります。録音及び録画データ等は授業の復習のみに使用する旨を明記した誓約書を提出しております。誓約書の確認を希望する場合は、障がい学生支援室へお知らせください。

録音・板書撮影に差支えがある場合は、学生へお知らせください。その場合は、サポーター制度を利用してノートイクを行う学生を配置することがあります。

(9) 板書等の資料配付

障がいや病気等により、聞き取りが困難な場合や、板書等が間に合わない場合、説明を聞きながら書くという同時処理に困難さがある場合があります。情報保障のため、板書等の資料配付をお願いします。また、試験等の期日や課題等の重要な説明については、口頭だけでなく文字化した方法にて情報提供をお願いいたします。配付方法は科目担当教員より学生へご連絡ください。

(10) 試験時に病状悪化で欠席時、別日程試験や代替の実施

試験日が病状悪化と重なった場合は、できる限り事前に科目担当教員へお知らせするよう学生に連絡しております。授業の本質等が異なる等の理由により、対応が困難な場合は学生または障がい学生支援室までご連絡ください。

また、合理的配慮として別日程試験や代替が許可されている場合は、再試験等にとまなう減点は行わないようご注意ください。

※合理的配慮は、授業の欠席を認めるものではありませんので、ご注意願います。

(11) 別室試験について

別室試験については、病状悪化および病状悪化の可能性がある場合に設定をお願いします。病状が安定している場合は同室受験となります。

病状悪化の要因として、学生自身の病状の波に加え、講義室の広さや受講学生の人数等の環境も影響します。そのため、試験前の病状や実際の講義等における環境等を確認し、試験日の2週間前までに別室試験の要否について支援室でも確認するよう努めます。

学生本人へは、直接科目担当教員へ試験日の2週間前までに確認・相談するよう伝えていますのでご対応のほど、よろしくお願いいたします。

別室試験が許可されている場合は、試験日(中間試験・期末試験等)が決まり次第、障がい学生支援室へお知らせください。

別室試験の実施に際して、試験監督補助者の派遣や教室の確保等が必要な場合は、障がい学生支援室へご相談くださいますようお願いいたします。

（12） 実習・実技に関する配慮、学外実習への配慮

学生により配慮希望内容が異なりますので、学生本人に直接ご確認くださいませよう願ひいたします。

学外実習への配慮が許可されている場合で、教育実習や外部機関での実習等がある場合は、早めに学外実習先へ配慮希望事項の情報共有をお願いいたします。その際は、どのような内容をどこまで伝えるかについて、予め学生本人とご相談くださいますよう願ひいたします。

（13） オンライン学修について

別紙「合理的配慮としてのオンライン学修を検討するためのチェックリストと対応の流れ」を確認いただき、ご対応をお願いいたします。

（14） その他の配慮

必要に応じて別紙等を添付いたしますので、併せてご確認ください。

2. ユニバーサルな講義資料等について

色の見え方や感じ方は多様です。資料・グラフ等については、色だけでは判断することが困難な学生もいることを念頭に、色以外の情報（文字情報・形・模様・大きさ）を付加した資料・グラフ等の講義資料の作成や説明をお願いいたします。

実習・実技等において、色の識別による判断が必要な場合は、サポートが必要な学生もいることを予めご理解ください。

・簡単なチェック法：色刷りの資料は白黒コピーして判別できるかを確認する。コピーができないものはアプリ「色のシミュレータ」などを用いて確認する。

・参考：日本眼科医会「学校における色のバリアフリー」

https://www.gankaikai.or.jp/colorvision/detail/post_10.html

・色のシミュレータ：

様々な色覚特性を持つ人の色の見え方を体験するための色覚シミュレーションツール

<https://asada.website/cvsimulator/j/>

また、障がいや病気等により、授業における「情報保障」や「アクセシビリティ」を検討する必要もあります。多様な学生がいることに留意していただき、配慮について学生から相談があり、困ることがありましたら障がい学生支援室または各学部等の支援窓口にご相談ください。